

亀岡市行財政改革大綱 2015-2019

平成27年3月

亀 岡 市

目 次

I 行財政改革の必要性	1～5頁
1 これまでの取組	
(1) 行財政改革の取組経過	
2 更なる改革の必要性	
(1) 行政を取り巻く環境の変化	
(2) 人口減少による影響	
(3) 厳しい財政状況	
(4) 市民との協働の取組	
II 行財政改革の基本方針	5～10頁
1 基本的な考え方	
(1) 行財政改革の目的	
(2) 行政改革推進委員会の方向性と役割	
2 改革の目標	
3 行政改革の体系	
4 推進体制	
5 改革に取り組むための3つの柱	
6 計画期間	
7 具体的な数値目標	
8 取組の体系	
III 行財政改革の具体的取組	11～14頁
1 健全で効率的な行財政運営の推進	
① 健全な財政運営の推進	
② 効率的な行政運営の推進	
③ 事務事業の検証と見直し	
2 市民参加による行政運営の推進	
① 情報公開の推進	
② 行政サービスの推進	
③ 市政への市民参画の推進	
3 組織・マネジメント改革の推進	
① 組織・機構の適正化	
② 定員管理・給与等の適正化	
③ 職員の意識改革と人材育成	

現在の財政状況 15～26頁

- 1 歳入の状況
- 2 歳出の状況

今後の財政収支見通し（中期財政見通し） 27～31頁

- 1 期間
- 2 対象会計
- 3 推計方法
- 4 その他
- 5 収支の見通し

I 行財政改革の必要性

1 これまでの取組

(1) 行財政改革の取組経過

本市においては、かねてより「行政改革大綱」を策定し、行財政改革の取組を進めてきたところです。（表－1 参照）

近年では、平成22年3月に「亀岡市行財政改革プラン2010－2014（行財政健全化プログラム）」を策定し、「分権時代にふさわしい新しい地方自治の創造」を目標に、様々な行財政改革に取り組んできました。

表－1 行財政改革の歩み

S 6 0 年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 亀岡市行政改革推進本部を設置 ▶ 亀岡市行政改革推進委員会を設置 ▶ 亀岡市行政改革大綱を策定 <p>（S 6 1～H 7 年度までの10年間）</p>
H 8 年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 第2次亀岡市行政改革大綱を策定 <p>（H 8～11 年度までの4年間）</p>
H 1 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 第2次亀岡市行政改革大綱[改定版]を策定 <p>～市民サービスの向上と簡素で効率的な行政システムの確立～</p> <p>計画期間 H 1 2～1 4 年度（3年間）</p> <p>取組項目 1 3 2 項目（実施済み1 1 3 項目）</p> <p>効果額 約1 8 . 8 億円</p>
H 1 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新亀岡市行財政改革大綱を策定 <p>～顧客満足度の向上と新たな行財政システムの構築～</p> <p>視点① 市民参画と一層開かれた市政を推進する システムづくり【共働】</p> <p>視点② 健全で効率的な行財政システムづくり【経営】</p> <p>視点③ 職員の意識改革と能力向上を図るシステムづくり 【自立】</p> <p>計画期間 H 1 5～1 8 年度（4年間）</p> <p>取組項目 1 4 4 項目（実施済み7 6 項目）</p> <p>効果額 約2 3 . 8 億円</p>

H18年	<p>▶ 亀岡市行財政改革推進計画（集中改革プラン）を策定</p> <p>▶ 新亀岡市行財政改革大綱[改定版]を策定</p> <p>～地域協働による効率的で質の高い行政運営の確立～</p> <p>視点① 【協働】 地域協働による市民本位のまちづくりの推進</p> <p>視点② 【経営】 民間の経営手法を取り入れた効率的で質の高い行政運営の確立</p> <p>視点③ 【自立】 人材育成と職員の意識改革による自立の促進</p> <p>計画期間 H19～21年度（3年間）</p> <p>効果額 約20億円</p>
H21年	<p>▶ 亀岡市行財政改革プラン2010－2014(行財政健全化プログラム)を策定</p> <p>～分権時代にふさわしい「新しい地方自治」の創造～</p> <p>改革に取り組むための3つの柱</p> <p>①市民参加と協働のまちづくり</p> <p>②健全で効率的な行財政運営の推進</p> <p>③組織・マネジメントの改革と職員の意識改革</p> <p>改革を進めるための6つの推進項目</p> <p>①開かれた市政の推進</p> <p>②市民参加と協働</p> <p>③効率的な行政運営の推進</p> <p>④健全な財政運営の推進</p> <p>⑤市民から信頼される組織づくり</p> <p>⑥職員の意識改革と人材育成</p> <p>計画期間 H22～26年度（5年間）</p> <p>効果目標額 約38.1億円</p>

2 更なる改革の必要性

(1) 行政を取り巻く環境の変化

本市では、前述のとおり継続した行財政改革の取組を進めてきたことから、地方財政健全化法における健全化判断比率の指標は基準を下回っており、健全な財政状況を維持してきました。しかしながら、基金に依存した予算編成や財政構造の硬直化などの課題も抱えているところです。

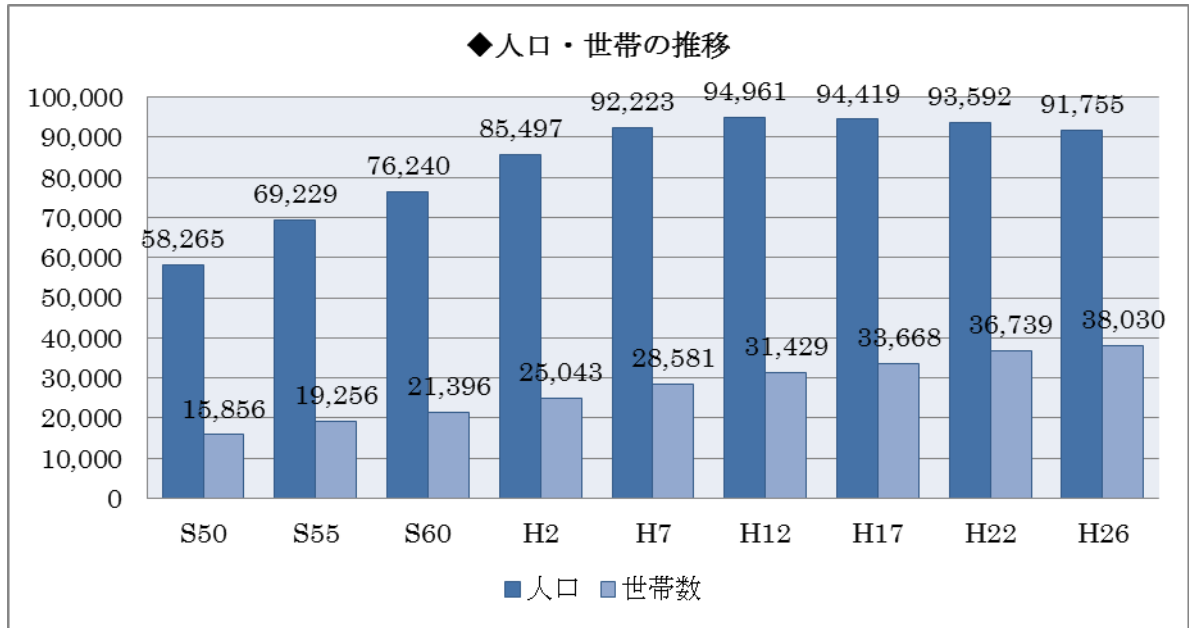
こうした中で、少子高齢化の進行や人口減少が続いていることから、このような社会環境の変化に伴う課題への対応が求められています。

(表－2の1、2の2参照)

また、地方分権改革の進展等により、地方自治体の権限や裁量が拡大してきたことから、これまで以上に自己決定と自己責任に基づく地域づくりが求められ、その体制や能力の充実強化を図っていく必要があります。

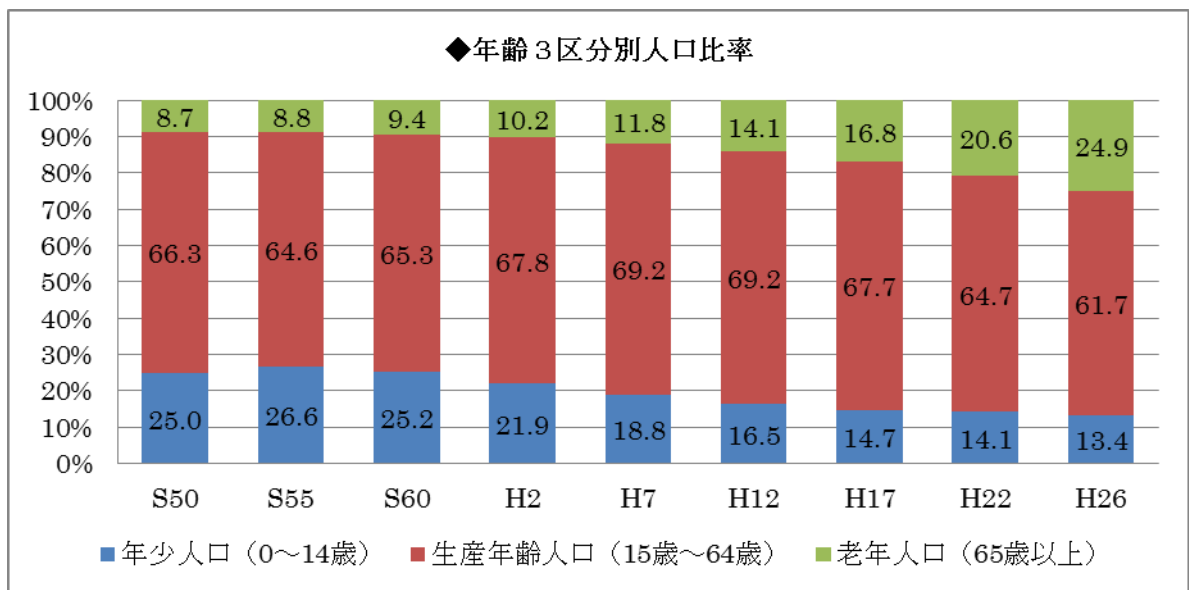
こうした状況に対応していくためには、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～の後期基本計画の見直しと連動させながら、目指す都市像の実現に向けて、引き続き行財政改革に取り組む必要があります。

表－２の１ 人口・世帯の推移



各年住民基本台帳（10月1日現在）

表－２の２ 年齢3区分別人口比率の推移



各年国勢調査（H26は10月1日現在 住民基本台帳）

(2) 人口減少による影響

亀岡市の人口は平成13年以降減少に転じ、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計値では、2040年（平成52年）には73,056人、高齢化率も36.6%になることが予測されています。人口の減少は、地域活力の喪失や税収の減少による公共サービスの低下、社会保障給付費の増加に伴う財政負担の増大など、さまざまな分野で影響を及ぼすこととなります。

行政改革推進委員会からは、人口減少への対応として「特に若年世代の定住促進・人口増加に向けて、雇用や就労環境の条件整備や子育て支援を進め、出生率の回復とともに若年女性年齢層の減少に配慮して、人口流出を防止する対策が必要」と提言されています。

こうした危機的な状況に陥らないように、少子化や人口減少に歯止めをかけるため、子育て支援、定住促進、雇用の創出、地域の活性化などに取り組むことが求められています。

経 済

- 働く年齢層である生産年齢人口（15～64歳）が減少
⇒地域経済を支える労働力が減退します。
- 消費人口が減少
⇒市場の縮小に伴い、生産量が減少し、地域経済の悪化が懸念されます。

行 政

- 生産年齢人口が減少し、経済活動が縮小
⇒行政運営に必要な税収が減り、行政サービスや公共施設の維持が困難になります。
- 高齢化の進行により、年金、医療、福祉などの社会保障給付費が増加
⇒財源確保のため、住民の更なる負担が必要になります。

地 域

- 人口減少により地域活動を支える担い手が減り、高齢化や孤立化などが進行
⇒困ったときに支えあうコミュニティの弱体化が懸念されます。
- 人口減少による空き家や空き地が増加
⇒建物の倒壊、景観の悪化、衛生上の問題、ゴミの不法投棄などが懸念されます。

(3) 厳しい財政状況

歳入においては、長引く景気の低迷と雇用や所得が改善しないことや、地価の下落等による市税の落ち込みに加え、国の厳しい財政状況から地方交付税が減額されるなど、先行きが不透明な状況にあります。一方、歳出では、少子高齢化の進行等に伴う扶助費の増加をはじめ、近年の大型事業の推進による公債費の増加などにより、今後も非常に厳しい財政状況が続くことが確実視されています。

行政改革推進委員会からも、歳入減と歳出増のアンバランスを是正するためには、「従来のやり方にとらわれない意識を持って、歳出の一層の見直しを通じて財政の健全化を目指すこと」、また、健全な財政運営を維持していくためには、「市民と行政が目標を共有すること」が提言されています。

中期財政見通しにおいても、将来的に大幅な財源不足が生じると試算されていることから、これまで以上に選択と集中による健全財政の維持が求められています。

(4) 市民との協働の取組

依然として厳しい財政状況が続く中で、地域が抱える様々な課題に対応していくためには、これまで以上に市民参加によるまちづくりを進めていく必要があります。

行政改革推進委員会からも、多様な住民ニーズに対応していくためには、「市民の自発的・自主的な創意工夫に基づく市民参加型の協働の展開」が提言されています。

そうしたことから、市民と行政が互いの特性を踏まえた上で、それぞれが担う役割を明確にし、NPO法人、市民団体等の自立に向けた活動支援の継続とともに、市民の参画と協働への一層の理解促進が求められています。

Ⅱ 行財政改革の基本方針

1 基本的な考え方

(1) 行財政改革の目的

本市のまちづくりの指針である総合計画～夢ビジョン～が目指す将来の都市像を実現するために、かねてより「行政改革大綱」を策定し、簡素で効率的な行政運営の構築に努める中で一定の成果を上げてきたところですが、本市を取り巻く行財政環境は、予想をはるかに上回る規模と速度で変化し続けています。

このような中、多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、行政運営の効率化や財政運営の健全化等をさらに推進する必要があります。

平成26年3月に行った「行財政改革に関するアンケート」でも、多くの職員が市の財政状況に強い危機感を持つ中、「事務の効率化」「行政サービスの利便性の向上」「市民と行政の役割分担の適正化」「職員の資質向上・意識改革」などの項目に高い必要性を感じており、更なる行財政改革への意欲が示されました。

今後、社会保障・税番号制度の導入など、新たな事務事業への対応を行う一方で、既存の事務についても現状分析や課題把握を行い、改めて必要性や有効性などを検証していく必要があります。こうした取組を継続していくことによって、市民と行政が一体となった「持続可能な行財政運営の推進」を図ることを目的としています。

(2) 行政改革推進委員会の方向性と役割

本大綱は、平成27年度から平成31年度までの行財政改革の取組の方針を定めたもので、策定にあたっては、学識経験者、各種団体、公募市民など15名の委員で構成する「行政改革推進委員会」に諮問し、平成26年10月に答申をいただきました。

この答申では、人口構造の変化や市民ニーズの高度化・多様化など増加する行政需要と厳しい財政状況を認識して、効率的で効果的な行政運営を進めていくこと、市民団体と行政の連携による協働の取組の推進、横断的な行政課題への対応のあり方などが提言され、これから本市が取り組むべき方向性が示されています。

2 改革の目標

持続可能な行財政運営の推進

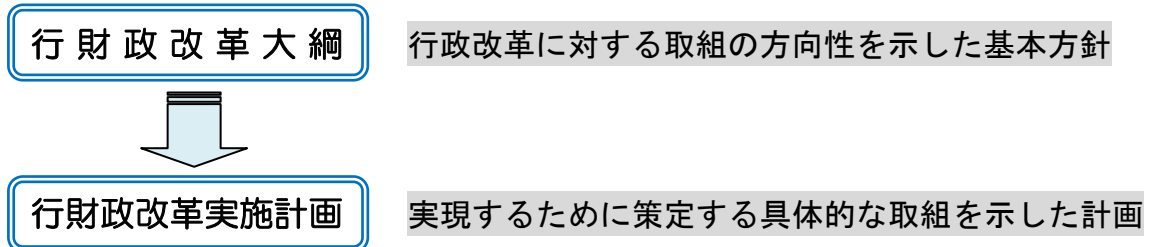
今後も、厳しい社会経済状況が続くことが予想される中で、将来にわたり持続可能な亀岡市としていくためには、市民と行政が目標を共有して、協議しながら創意工夫によって改革を推進していく必要があります。

そこで、行財政を取り巻く現状と将来に危機感を持ち、一人ひとりが考え、実践していくことを基本に改革に取り組みます。

3 行政改革の体系

行財政改革大綱に基づき、行財政改革実施計画を策定・公表し、目標を掲げながら着実かつ計画的に取組を進め、その状況や成果について検証します。

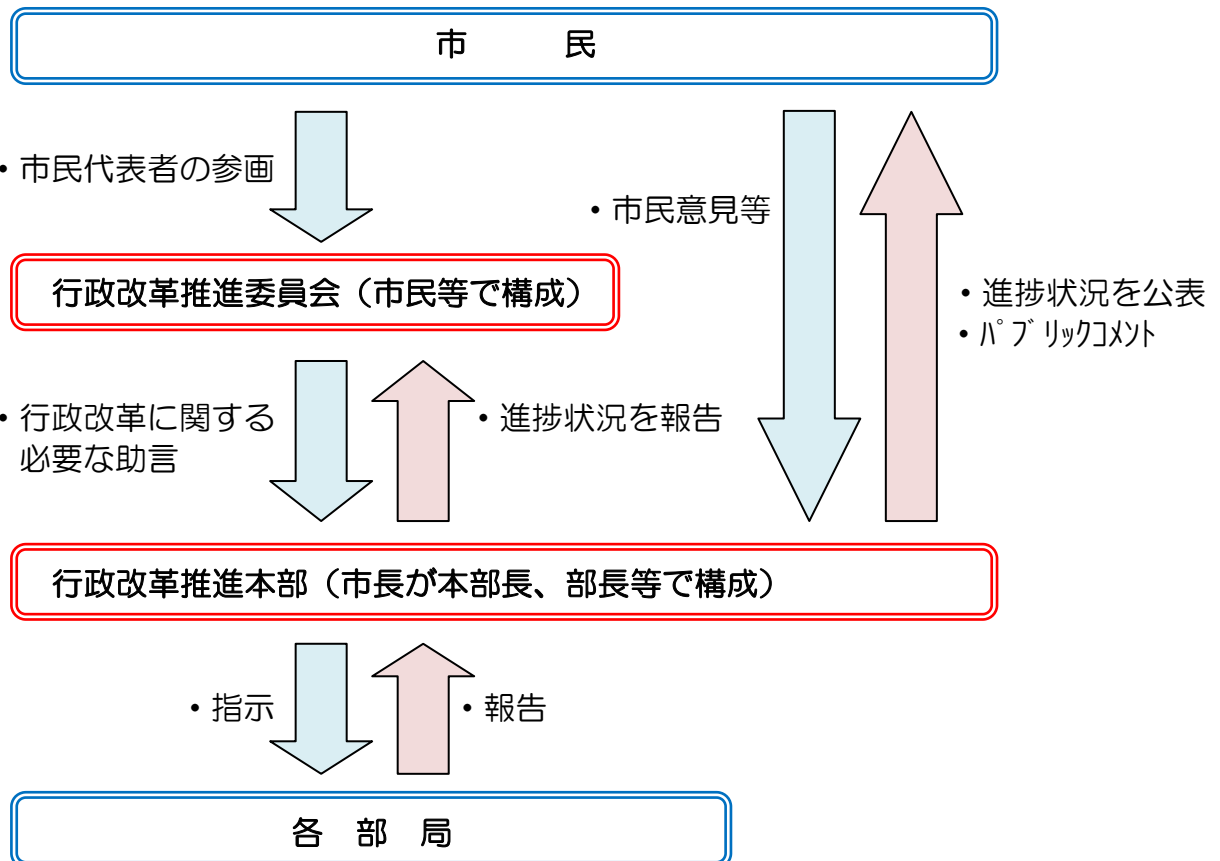
行財政改革の進捗状況及び取組結果については、概ね四半期毎に「亀岡市行政改革推進本部」で進行管理を行います。



4 推進体制

行財政改革大綱を実施する「行政改革推進本部」から、学識経験者や市民代表などで組織する「亀岡市行政改革推進委員会」に進捗状況を報告し、意見をとりまとめた上で、「行政改革推進本部」に対し必要な事項を提言し、更なる改革改善に努めていきます。この推進状況は、広報紙やホームページなどで公表します。

—行財政改革の推進体制—



5 改革に取り組むための3つの柱

改革の目的を達成するために、次の3つの柱を掲げます。

1. 健全で効率的な行財政運営の推進

健全な行財政運営にとって、重要となる一定数の人口の維持は、財源の安定的な基盤となるだけでなく、地域の活性化にも欠かせない重要な要素となります。

しかし、現状では人口減少に歯止めがかからず、特に生産年齢人口の減少により市税等の歳入増加は期待できない状況にあることから、今後も財政運営は厳しさを増すものと考えられます。

そのため、歳入規模・構造に見合った歳出構造への転換を図るとともに、限られた財源を効率的に活用できるよう費用対効果を点検・検証のうえ、事業の「取捨選択による集中」を徹底すること、さらには、既成概念を取り払った発想の展開を行い、真に重点かつ優先度の高い事業の選定を行うなど、持続可能な財政運営の確立を図ります。

2. 市民参加による行政運営の推進

行財政を取り巻く環境が依然として厳しい中、限られた資源を効率的に活用し、地域の特性を踏まえた活性化施策も講じながら、サービス水準の維持向上を図っていくことが必要となります。

しかし、財源や人員など行政における資源にも限界があり、地域の課題や多様化する市民ニーズに対して、すべてを行政だけで解決することは困難な状況にあることから、市民、NPO法人、自治会、企業、行政などが連携・協力し、役割と責任を分担し合う協働の取組をこれまで以上に進めます。

3. 組織・マネジメント改革の推進

職員の定員管理の適切な推進により、スリムで強靱な組織・人員体制の構築を図るとともに、職員の士気と政策立案能力を向上する取組を通じて、行政課題に迅速に対応できる柔軟かつ効率的に事業を推進できる組織体制の構築が必要です。

また、時代の変化に伴い、職員の給与や役職に対する価値観も変化しており、人事管理のあり方の見直しが必要となってきています。

このような状況を打開するために、市民から信頼される職員の育成を継続して推進するとともに、職員の意識改革を含めた人事評価制度の見直しなど、様々な取組を通じて、更なる組織の機能強化を図ります。

6 計画期間

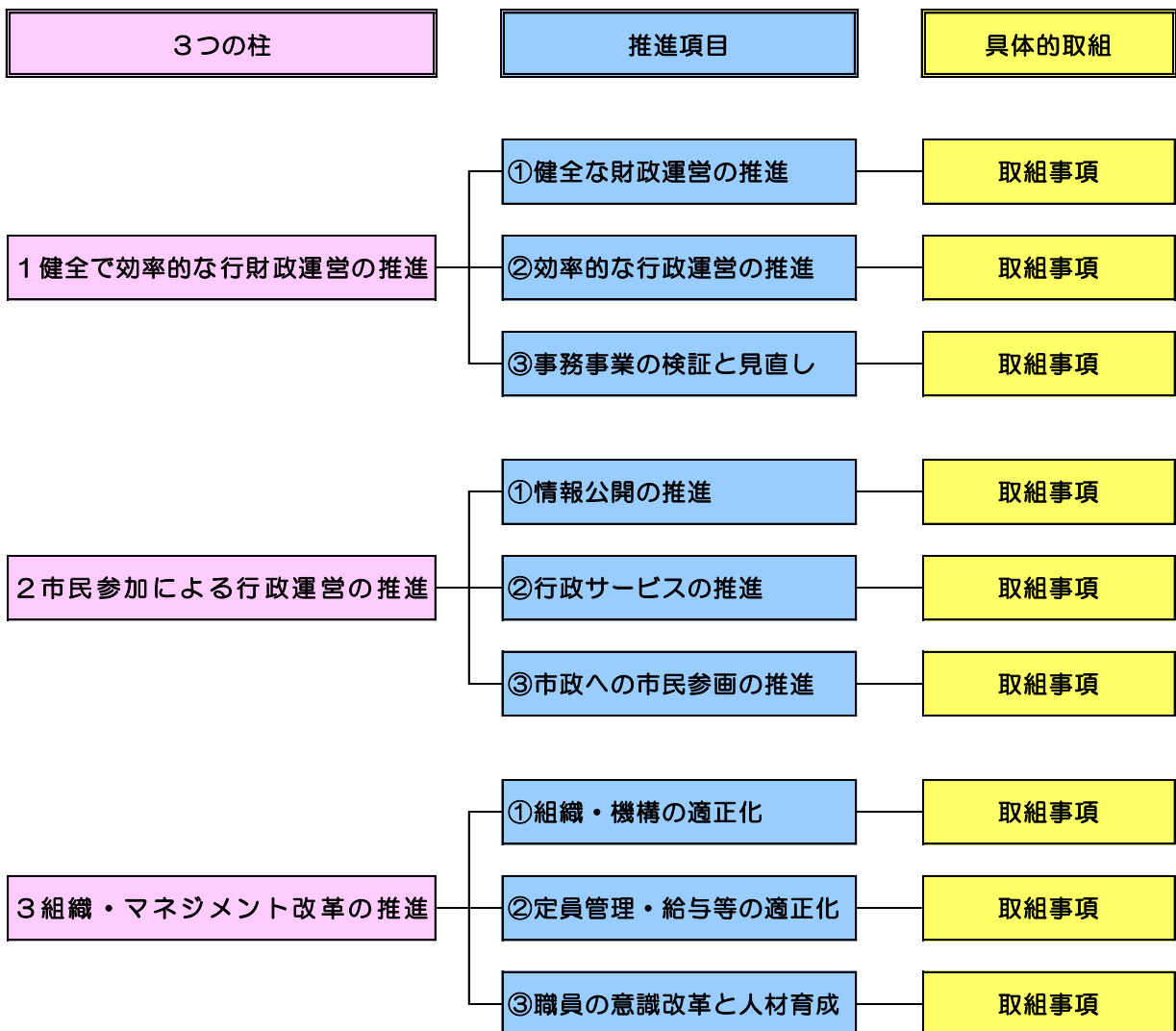
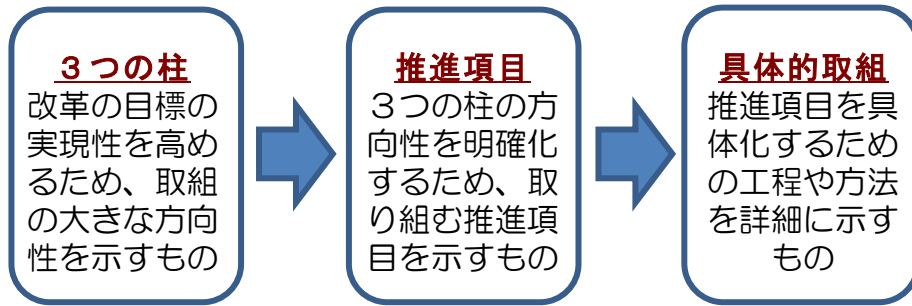
「平成27年4月1日～平成32年3月31日」

7 具体的な数値目標

行財政改革を着実に進めるために、実施計画の取組事項ごとに、市民に理解が得られるよう具体的な数値目標を掲げて取り組みます。また、本大綱の達成度を見極めるため、推進項目ごとに成果指標を設定します。

8 取組の体系

改革の目標である3つの柱と推進項目と具体的な取組内容との関係を明確にするため、階層順に「3つの柱」⇒「推進項目」⇒「具体的取組」を設定して体系化し、分かりやすく取組内容を整理します。



Ⅲ 行財政改革の具体的取組

1 「健全で効率的な行財政運営の推進」

本市の財政を取り巻く環境は、高齢化の進展や生産年齢人口の減少による市税等の収入の落ち込み、社会保障費の増加が今後も続くことで、ますます厳しい状況に陥ることが予想されます。

一方で、こうした財政状況の中でも、時代のニーズに合わせた新しい行政サービスの提供も必要です。そのためには、既存事業の見直しを常に行い、財政の健全化に取り組んでいきます。

① 「健全な財政運営の推進」

(1) 計画的な財政運営

限られた財源の中で健全な財政を堅持するために、具体的な数値目標を設定し、計画的な財政運営を行います。

(2) 歳入の確保

市税等の収納率の向上、市有財産の処分、受益者負担の適正化、新たな収入源の確保など、さまざまな観点から可能な限り収入の増加に取り組み、歳入の確保に努めます。

(3) 公共施設の適正化

施設の管理運営にあたっては、効率的かつ効果的な管理運営を目指し、指定管理者制度の点検など管理体制の合理化を図るとともに、施設の設置目的や耐震、老朽化対策の状況も考慮し、総合的、長期的な視点から施設の廃止、統合、他用途化等も含め、公共施設の適正化に努めます。

(4) 公営企業の健全な運営

各公営企業については、経営の基本原則である公共の福祉の増進と独立採算を基本とし、安定的な事業の継続を図るため、中長期的な視点及び人口減少を見据えた事業計画に基づき、経営基盤の確立強化並びに利用者サービスの向上に努めます。

(5) 特別会計の健全な運営

国民健康保険、介護保険など、特定の収入をもって事業を行う特別会計については、収納率向上に向けた取組や事業運営状況を常に検証し、長期的な視点に立って適切な管理運営を行います。

②「効率的な行政運営の推進」

(1) 情報化経費の適正化

行政サービスの向上や事務の効率化には、情報システムの活用は欠かせません。既存の情報システムの更新や新規システムの導入にあたっては、情報処理技術の進展等を踏まえ、総合的な観点から効率性、機能性、安全性などを検証しながら、情報化経費の適正化を目指します。

(2) 補助金等の見直し

補助金等は、制度創設時の社会的背景と現状との比較分析、行政の責任範囲や公的負担の妥当性、補助の効果などについて検証していくとともに、引き続き適正な運用に努めます。

(3) 民間委託の推進

各種の行政サービスの提供については、行政が直接行う必要性を認識したうえで、民間事業者が持つ専門性やノウハウを活用した方が、より効率的かつ効果的に実施できるものは、サービス水準や内容のチェックなど、行政としての責任を確実に果たすことに留意して、民間委託を推進します。

③「事務事業の検証と見直し」

(1) 事業の見直し

より効率的かつ効果的な行政運営を実現し、限られた財源の中で、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、現在行っている事業の必要性、効率性や効果について常に検証し、見直しを進めます。

2「市民参加による行政運営の推進」

市民や地域団体、NPO法人などによる市民公益活動の活性化を促すとともに、公共サービスにおける連携・協力と役割分担を進め、市民協働によるまちづくりを推進することにより、サービスの向上と市民のくらしに密着したサービスの提供を図ります。

また、市民の意見を反映した行政サービスの向上を目指すとともに、情報公開の推進と行政評価の活用により行政運営の透明性を確保します。

①「情報公開の推進」

(1) 情報公開の積極的な推進

市民への説明責任の観点から、市民の立場に立って、参加しやすい必要な情報が提供されるよう、情報公開を推進していきます。

また、請求に基づく公文書の公開のみならず、市民情報コーナーにおける各種資料の配架や広報紙・ホームページ等により、積極的な情報提供に努めます。

(2) 行政評価の定着と活用

行政評価については、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目的として、必要に応じて手法の工夫や見直しを行いながら継続的に実施するとともに、評価の結果をわかりやすく公表していきます。

②「行政サービスの推進」

(1) 市民の声を反映した行政サービスの向上

市民から寄せられた行政サービスに対する意見・要望は、サービスの向上に向けた改善に活用します。

また、さまざまな手法により市民からの意見等を聴く体制を維持し、行政サービスの向上を目指します。

③「市政への市民参画の推進」

(1) 市政への市民参画の推進

市民の市政参画を喚起できるよう、審議会のあり方を見直しながら、市民公募の拡大を進めるとともに、市民の意見を行政に反映できる仕組みをつくります。

(2) 市民協働の推進

地域課題の解決のために、地域団体やボランティア団体などに委ねることで効果的な解決が期待できるものは、協働による展開を推進します。

3「組織・マネジメント改革の推進」

本市では、これまでの行政改革の取組の中で、効率的かつ効果的な組織体制の確保と職員数の削減などを進めてきました。

こうした状況を踏まえ、限られた資源の中で、社会経済環境や市民ニーズに的確に対応し、さらなる行政サービスの向上を図るために、組織や給与の適正化、職員の適正配置に努める一方、職員の意欲・能力向上に向けた取組を行うなど、組織・人事の見直しに取り組みます。

①「組織・機構の適正化」

(1) 多様な任用形態による人材の活用

事務事業を効率的かつ効果的に実施するため、業務内容に応じ、再任用職員、非常勤職員、臨時職員、任期付職員などの任用形態を考慮しつつ、多様な人材活用を進めます。

②「定員管理・給与等の適正化」

(1) 職員数の適正化

事業の見直し、組織の見直し、民間委託の推進等により、引き続き職員数の抑制を行う一方、社会経済の動向、市民ニーズの変化等、新たな行政需要に対し適切な職員配置を行い、職員数の適正化に努めます。

(2) 給与制度等の適正化

職員の給与については、国・府・他都市の状況や民間の給与水準との均衡に配慮しつつ、市の財政状況を考慮しながら、適正な給与水準となるよう継続的に制度・運用の見直しを行います。

③「職員の意識改革と人材育成」

(1) 人事制度の継続的な見直し

職員の意欲・能力が最大限発揮される環境の実現に向けて、人事制度の継続的な見直しや改善に努めます。

(2) 職員の能力を高める人材育成

さまざまな行政課題に積極的に対応し、市民が満足できる行政サービスを提供するため、職員の能力開発を行います。

人材育成基本方針に基づき、若手職員の早期育成、管理監督者の人材育成能力の向上などを軸とした研修を実施し、職員一人ひとりの意欲を引き出し、能力を高めるとともに、業務の管理能力や法令、社会的規範の遵守の意識を高め、組織の機能強化を図ります。

(3) 職員による業務改善の促進

業務を行うにあたり、常に何が最良であるかの意識を持ち、職員の自発的な政策提案による事務処理方法等の改善を継続的に行って、行政サービスの向上と事務の効率化に努めます。

現在の財政状況

1 歳入の状況

(1) 市税、地方交付税等は減少に

本市の歳入の中心である市税は、平成18年度まで100億円を割り込んでいましたが、平成19年度には三位一体の改革による税源移譲（所得税から個人住民税へ）もあり約106億円の増加しました。

しかしながら、平成20年秋の世界的経済不況（リーマンショック）によって、特に平成21年度は市民税の法人が、平成22年度は個人の所得割が大きく落ち込み、その後も減少が続き、平成26年度においては、市税総額で再び100億円を割り込む見込みとなっています。

また、地方交付税は、市債償還に伴う交付税額が減少し、国による交付税の総額抑制とあいまって減少しており、特にこの10年間のピークであった平成17年度と三位一体の改革による削減がされた平成19年度を比較すると8億円を大きく超える減少となっています。

なお、平成21年度以降については、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ一定の措置がなされたところです。

表-3のとおり、主な一般財源である市税、譲与税・交付金、地方交付税の小計額は、平成17年度には約190億円でしたが、平成26年度は約184億円にまで落ち込むと見込むところであり、この10年間で6億円を超える減少となっています。

なお、償還に要する費用が後年度の地方交付税で措置される臨時財政対策債（交付税の財源不足を補うもので平成13年度に創設された）を含めた合計額で、かろうじて三位一体改革の影響を受けた時期を除き200億円程度で推移しています。

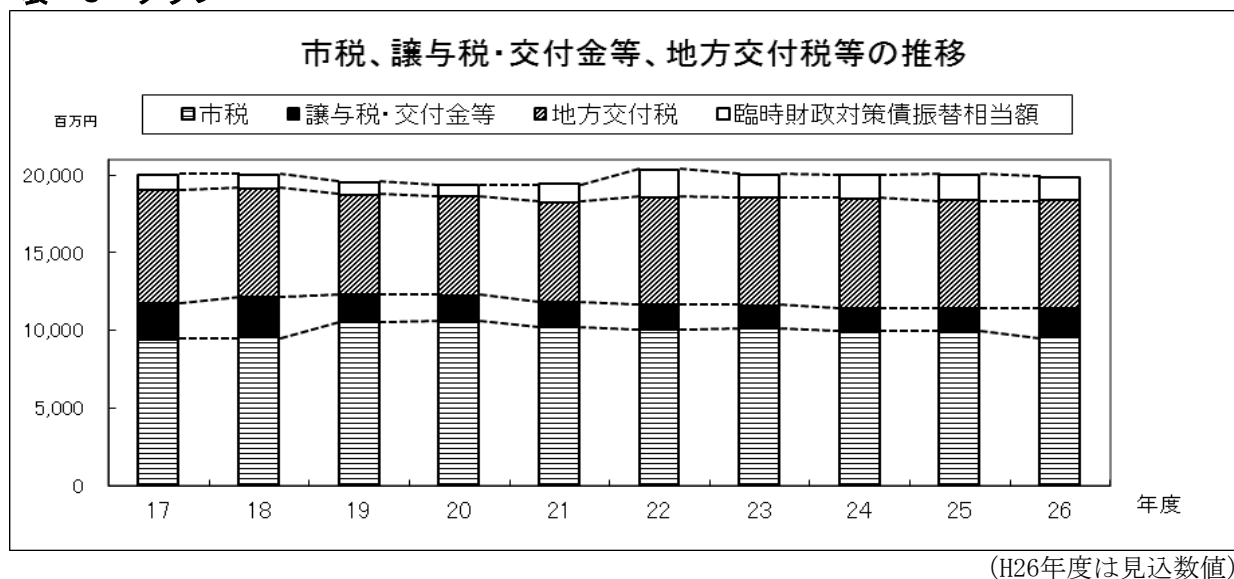
表-3 市税、譲与税・交付金等、地方交付税等の推移

(単位:百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市 税	9,468	9,572	10,599	10,659	10,256	10,109	10,172	10,042	10,000	9,717
譲与税・交付金等	2,286	2,578	1,715	1,638	1,593	1,565	1,488	1,388	1,457	1,755
地方交付税	7,272	7,029	6,425	6,344	6,426	6,920	6,894	7,074	6,967	6,909
小 計	19,026	19,179	18,739	18,641	18,275	18,594	18,554	18,504	18,424	18,381
臨時財政対策債 振替相当額	991	882	801	750	1,164	1,786	1,469	1,502	1,593	1,522
合 計	20,017	20,061	19,540	19,391	19,439	20,380	20,023	20,006	20,017	19,903

(H26年度は見込数値)

表-3 グラフ



(2) 繰入金の増加とともに基金残高が減少

近年、JR複線化事業やその関連事業など大型の投資的事業が進捗する中で財政運営を支えてきたのは、主に基金の取り崩しによる一般会計への繰入金です。

表-4のとおり、平成18～21年度の4ヵ年で約51億円を繰り入れたことなどにより、主要3基金の残高は大幅に減少していますが、平成22～25年度については、公有地の売払いによる臨時的収入などにより、財政調整基金に積立てをすることができたことで増加しています。しかし、平成26年度末では約32億円に減少すると見込んでいます。

今後は、このような基金に依存した財政運営も限界に近づいてきています。

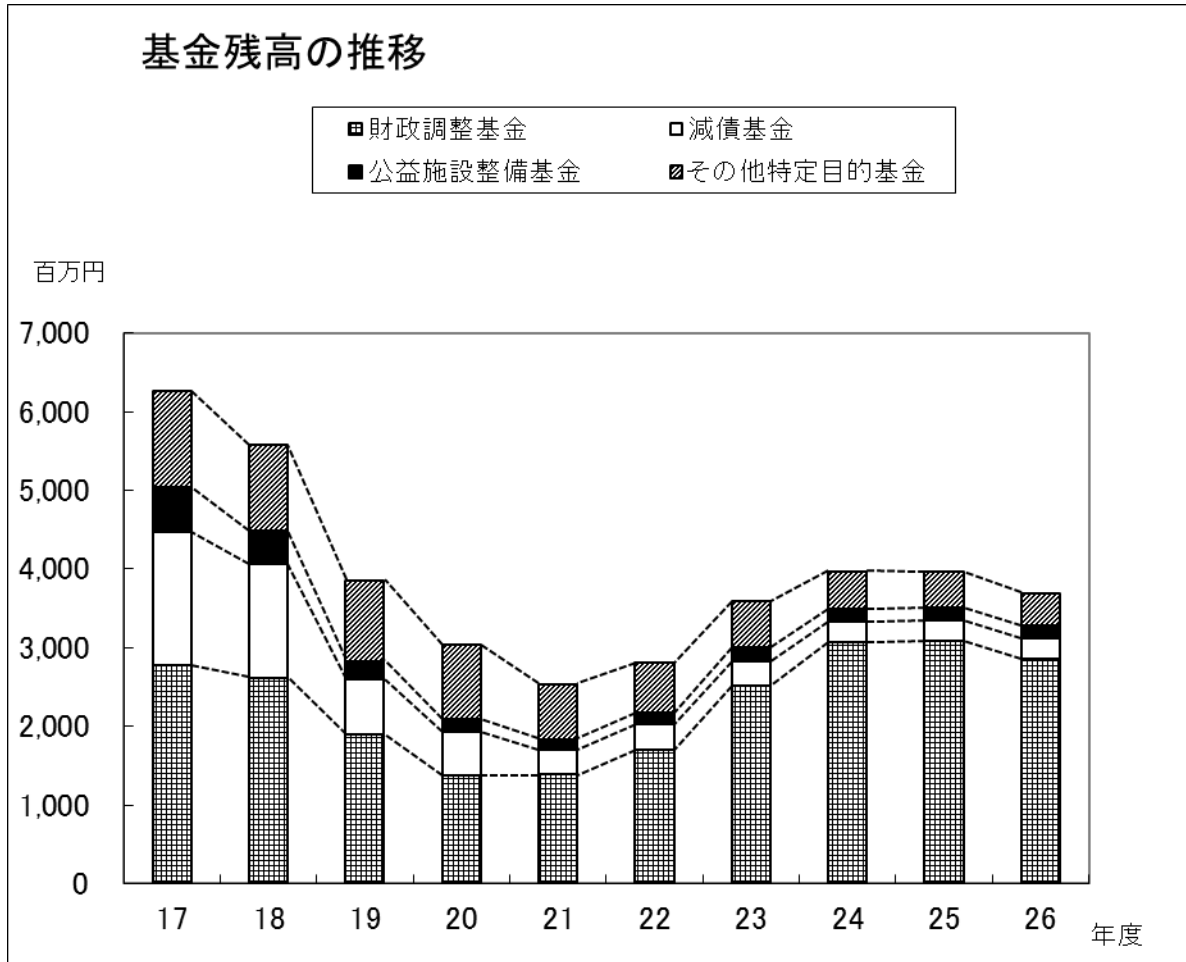
表-4 繰入金と年度末基金残高の推移

(単位: 百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
基金繰入金	759	925	2,036	1,096	796	69	64	195	338	539
財政調整基金残高	2,785	2,624	1,904	1,379	1,389	1,708	2,514	3,071	3,088	2,862
減債基金残高	1,688	1,444	703	560	314	316	317	258	259	259
公益施設整備基金残高	568	424	228	157	141	150	182	166	166	166
主要3基金計	5,041	4,492	2,835	2,096	1,844	2,174	3,013	3,495	3,513	3,287
その他特定目的基金	1,219	1,086	1,026	943	696	637	582	482	450	414
積立基金計	6,260	5,578	3,861	3,039	2,540	2,811	3,595	3,977	3,963	3,701

(H26年度は見込数値)

表-4 グラフ



(H26年度は見込数値)

(3) 市債残高が増加傾向、市債の発行額抑制に留意が必要

平成13年10月に策定した財政健全化計画に基づき、平成15年度以降、元金償還額を上回らないように市債発行額を抑制してきました。

また、臨時財政対策債(H13から)などを除いた通常分の市債発行額を20億円以内と位置づけたことによって、実質的な地方交付税措置である臨時財政対策債を除いた市債の残高は、平成22年度まで減少を続け、平成17年度と比較して約73億円減少しています。(表-5参照)

しかし、近年、財政健全化の取組みの成果により、元金償還額が減少する一方、小中学校の耐震化事業等の大型事業を推進するため、元金償還額を超える起債を発行しており、残高が増加傾向にあることから、地方財政健全化法による健全化判断比率の指標を注視しながら財政運営に努め、引き続き、市債の発行額に留意していく必要があります。

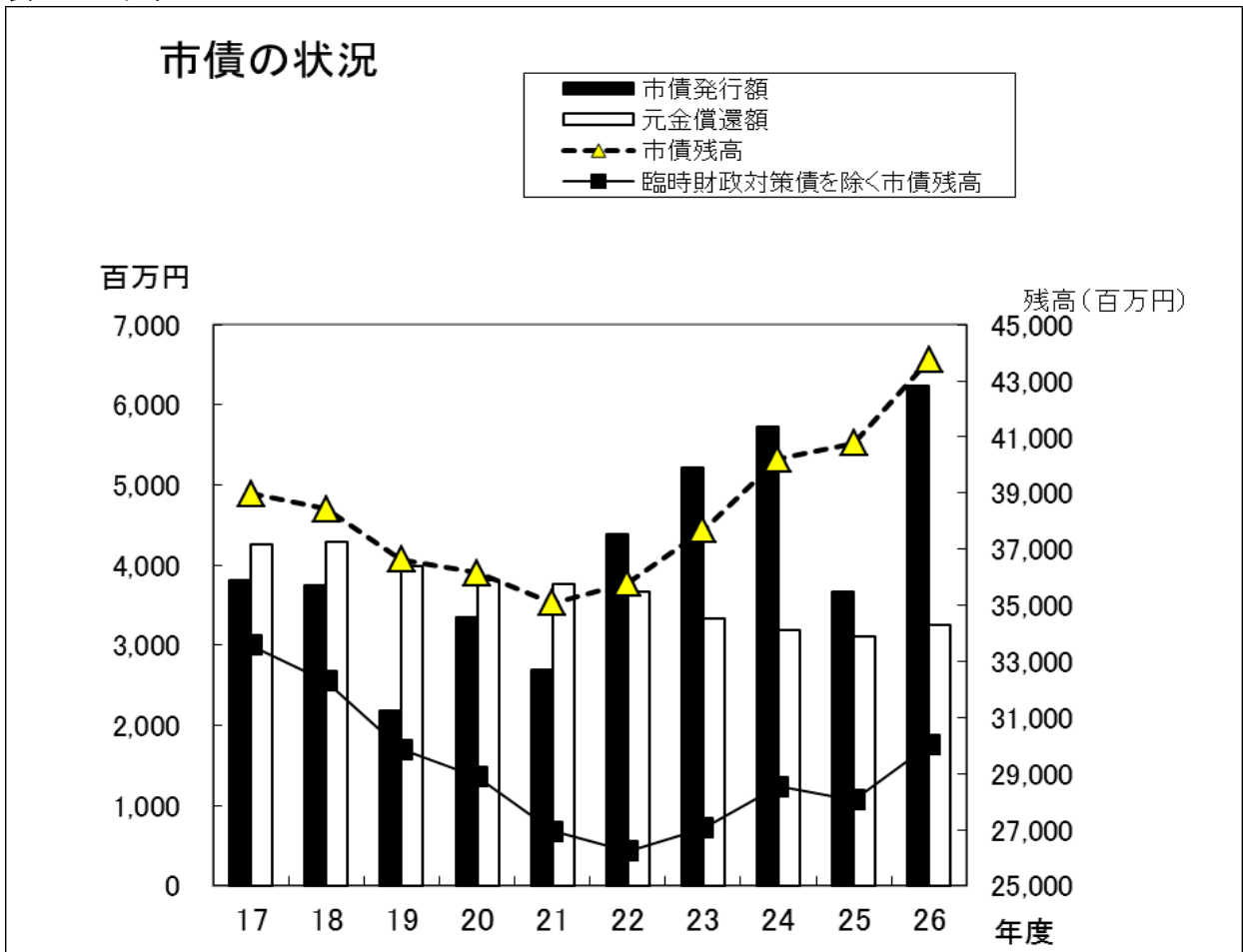
表-5 市債の状況

(単位: 百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市債発行額	3,804	3,753	2,187	3,345	2,690	4,382	5,210	5,725	3,673	6,242
うち臨時財政対策債	991	882	801	750	1,164	1,786	1,469	1,503	1,593	1,522
元金償還額	4,251	4,283	3,993	3,818	3,760	3,673	3,338	3,190	3,110	3,259
うち臨時財政対策債	23	120	170	241	315	363	409	465	535	509
市債残高	38,969	38,439	36,633	36,160	35,090	35,799	37,671	40,206	40,769	43,752
臨時財政対策債を除く市債残高	33,583	32,291	29,854	28,872	26,953	26,239	27,051	28,548	28,053	30,023

(H26年度は見込数値)

表-5 グラフ



(H26年度は見込数値)

(4) その他歳入の状況

その他の歳入の状況では、国庫支出金・府支出金は、普通建設事業費の事業量によって増減していますが、平成20年度は定額給付金事業、平成25年度は国の補正予算による地域の元気臨時交付金の交付があったため国庫支出金は他の年度より増加しており、平成22年度以降子ども手当（平成24年度からは児童手当に集約）の制度拡大に伴う増加分も加わっています。

また、扶助費の増大に伴い、国・府からの負担金も増加傾向にあります。

分担金・負担金のうち、平成24年度は、国営亀岡農地再編整備事業負担金償還に係る地元分担金により、大幅に増加しています。

使用料・手数料は、平成19年度までは10億円を超えていましたが、下水道整備の進展によるし尿くみ取り手数料の減少や、ごみ減量化リサイクルの推進によるごみ処理手数料の減少等もあり、年々減少しています。

また、財産収入は、普通財産（公有地）の売払いを積極的に行ったことにより、平成22年度から平成24年度までの3年間で約14億円の財源を確保することができました。平成21年度の繰越金は、平成20年度の定額給付金事業を平成21年度に繰越すこととなり、その財源である国庫支出金も繰越したことにより増加しています。

その他の状況は、表－6のとおりです。

表－6 その他歳入の状況

(単位:百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
分担金・負担金	416	389	383	400	396	490	514	1,586	574	625
使用料・手数料	1,206	1,105	1,056	988	954	928	917	890	884	865
国庫支出金	3,432	2,595	2,440	4,249	3,946	4,235	4,537	4,226	5,948	4,837
府支出金	1,728	1,718	1,982	2,120	2,052	2,630	2,325	2,474	2,486	3,029
諸収入	241	241	332	610	347	802	515	271	274	1,501
財産収入	149	86	97	105	194	460	574	368	199	467
寄附金	62	62	26	35	56	14	46	41	6	3
繰越金	260	223	284	731	1,493	105	470	419	367	638
計	7,494	6,419	6,600	9,238	9,438	9,664	9,898	10,275	10,738	11,965

(H26年度は見込数値)

2 歳出の状況

(1) 義務的経費における扶助費の増加

義務的経費の中で、人件費は職員の定員適正化計画に基づく取り組み等によって減少又は現状維持の状況にありますが、今後は退職者の増減に伴い変化するものの一定の水準で推移すると見込んでいます。

公債費は、財政健全化計画の中で、新規の市債発行額を抑制する取り組みを実行してきたことにより、平成17年度の51億円をピークに減少しています。

一方、扶助費は少子高齢化対策などに伴い年々増加しており、平成17年度から21年度までで約8億円増加し、さらに、平成22年度は子ども手当制度の創設（平成24年度からは児童手当に集約）等により前年度から13億円以上増加し、今後も増加傾向が続くものと推測されます。

以上から、義務的経費全体では、この10年間で約16億円増加しており、財源不足や財政硬直化の大きな要因となっています。（表－7参照）

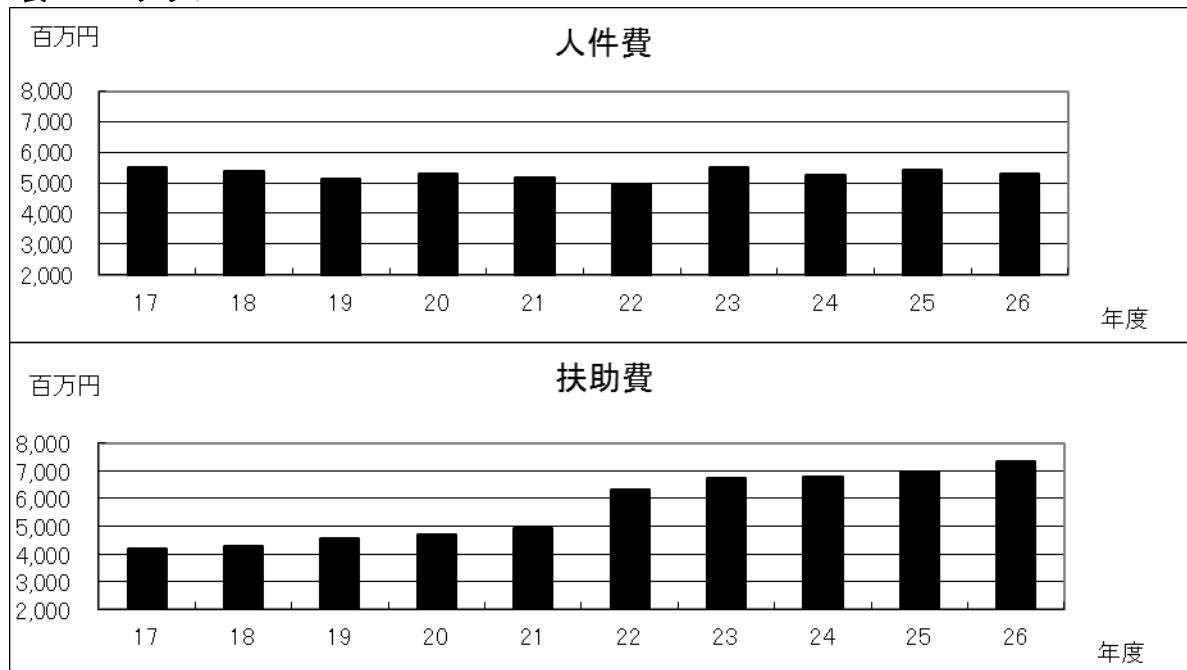
表－7 義務的経費の状況

(単位:百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	5,512	5,378	5,142	5,280	5,187	4,972	5,488	5,263	5,414	5,281
扶助費	4,189	4,283	4,540	4,720	4,943	6,307	6,741	6,784	6,956	7,325
公債費	5,101	5,080	4,732	4,475	4,370	4,222	3,868	3,706	3,605	3,793
義務的経費 計	14,802	14,741	14,414	14,475	14,500	15,501	16,097	15,753	15,975	16,399

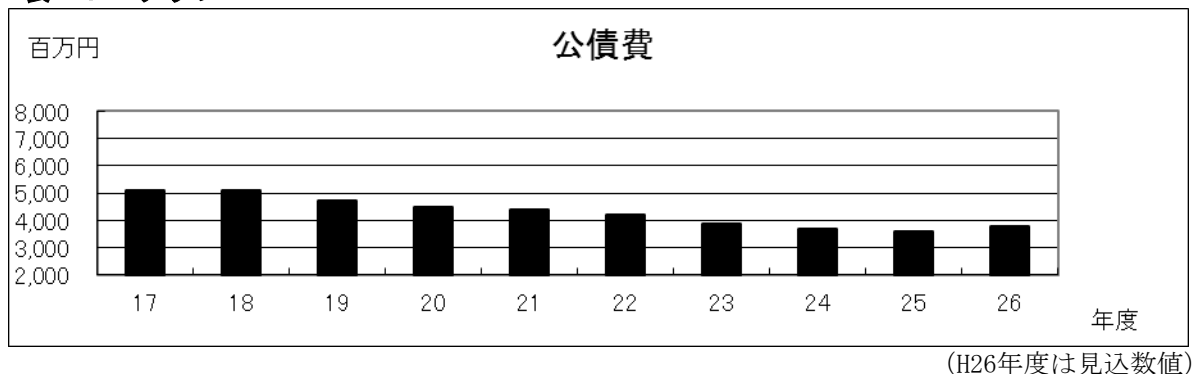
(H26年度は見込数値)

表－7 グラフ



(H26年度は見込数値)

表-7 グラフ



(2) その他の経費の状況

物件費については、平成17年度に約33億円でしたが、財政健全化の取り組み等により、平成20年度には約30億円程度にまで減少し、その後は増加したものの、ここ数年は32億円程度となっています。

維持補修費についても、必要最小限に抑えるように努めてきましたが、施設の老朽化に伴い、今後は増加していくことが予測されます。

また、補助費等、繰出金については、平成16年度に市立病院を開院したことと介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療の各保険事業特別会計への負担増、また、地域下水道事業特別会計への繰出金の増加などにより年々増えてきており、各特別会計には、今後、一層の経営努力が求められるとともに、国による制度自体の見直しや、繰出しルールの検討も必要となっています。(表-8参照)

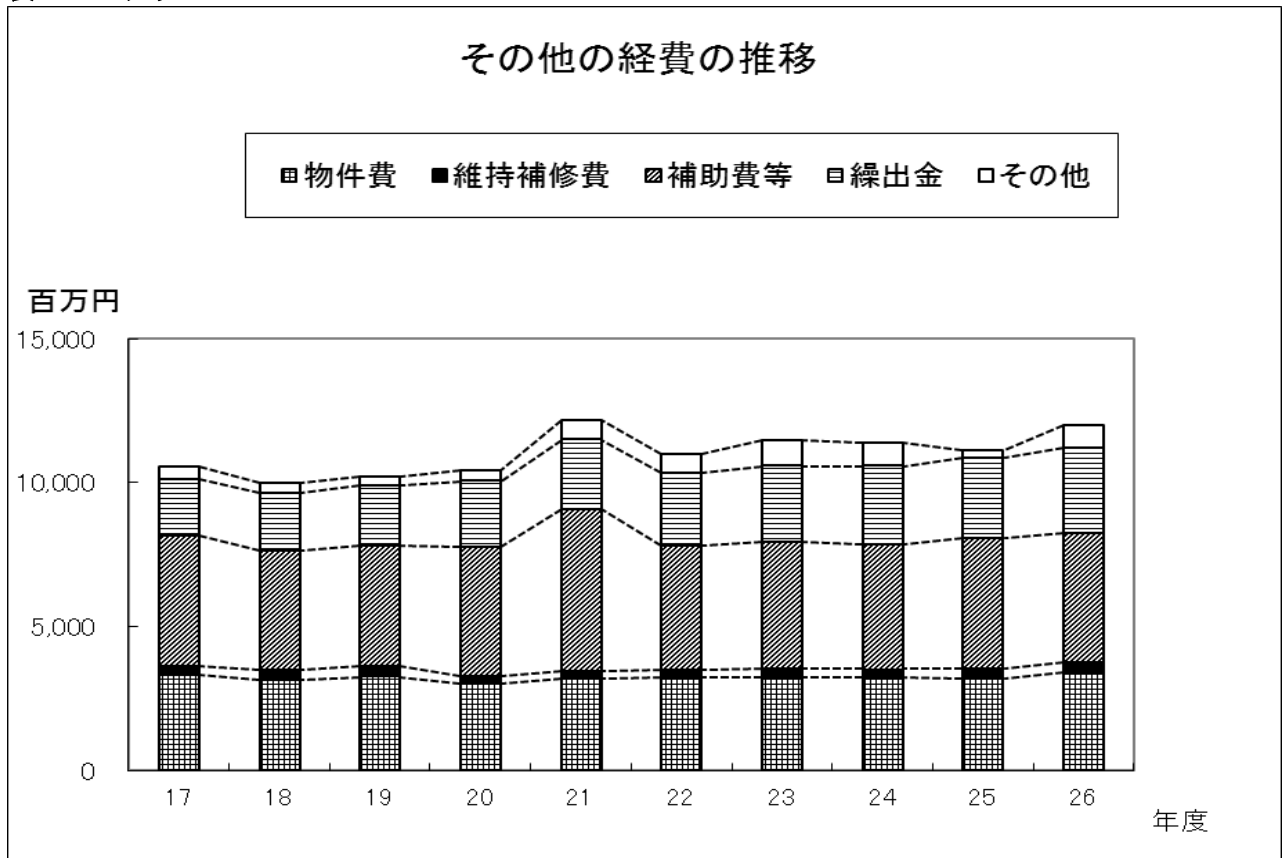
表-8 その他の経費の状況

(単位:百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
物件費	3,319	3,156	3,253	3,039	3,206	3,243	3,228	3,231	3,194	3,414
維持補修費	311	322	367	244	233	242	314	281	326	334
補助費等	4,519	4,153	4,190	4,479	5,628	4,303	4,377	4,320	4,565	4,506
繰出金	1,990	2,022	2,095	2,307	2,428	2,556	2,661	2,758	2,793	2,972
その他	428	325	306	358	678	664	875	793	250	780
計	10,567	9,978	10,211	10,427	12,173	11,008	11,455	11,383	11,128	12,006

(H26年度は見込数値)

表-8 グラフ



(H26年度は見込数値)

(3) 普通建設事業費の状況

投資的経費である普通建設事業費では、衛生費において、最終処分場整備事業(エコトピア亀岡)により平成17、18年度の事業費が10億円を大きく上回り平成25年度から桜塚 クリーンセンター基幹的設備改良事業が本格的に進み出したことから事業費が増加しています。

農林水産業費では、国営亀岡農地再編整備事業負担金償還により、平成24年度は27億円となっています。

土木費では、JR関連事業の実施によって平成19、20年度は30億円を超える事業費になっています。

また、教育費では、義務教育施設の耐震化事業などによる建替え等によって、平成20年度から事業費が大きく増加しています。

以上のことや、ここ数年、有利な財源である国の地域活性化のための臨時交付金を積極的に取り込んだ事業を実施できたことなどにより、本市の財政規模からすると、大きな事業費となっています。(表-9、10参照)

表一 投資的経費の推移

(単位:百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
普通建設事業費	5,130	5,222	4,016	5,716	4,437	5,233	5,153	7,098	5,286	7,459
災害復旧費	199	3	0	5	5	8	105	118	185	633
計	5,329	5,225	4,016	5,721	4,442	5,241	5,258	7,216	5,471	8,092

※各年度の普通建設事業費には、前年度繰越事業分を含む。

(H26年度は見込数値)

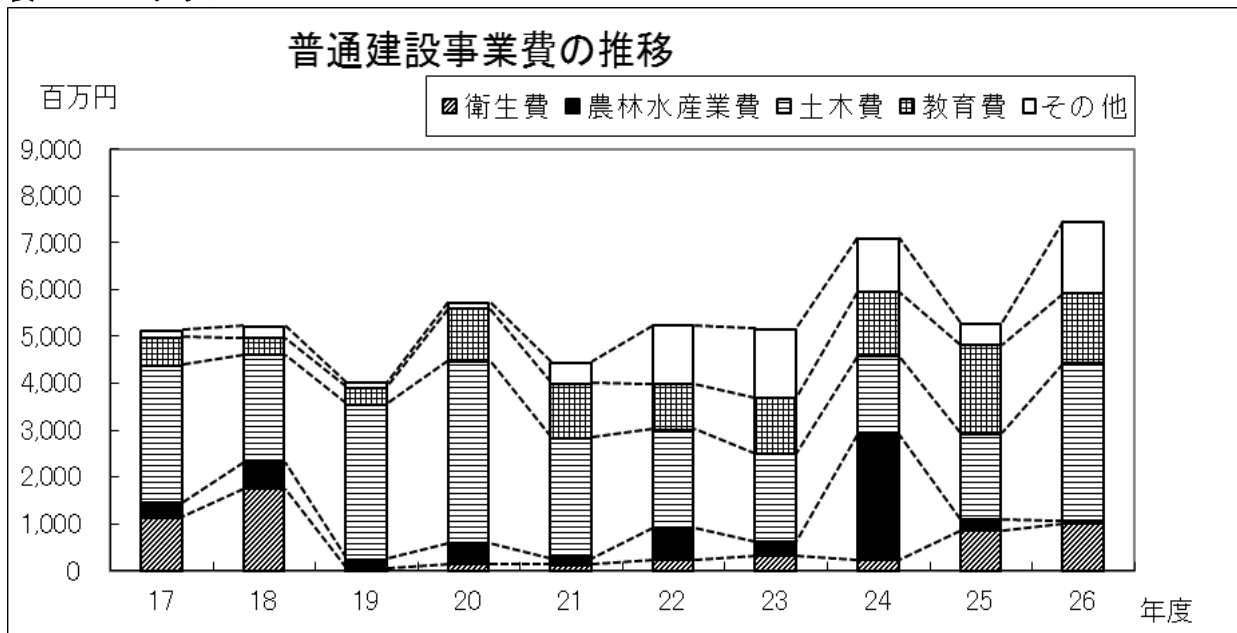
表一 普通建設事業費の内訳

(単位:百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
衛生費	1,142	1,748	57	143	124	224	316	231	867	996
農林水産業費	312	570	191	442	174	696	314	2,685	233	80
土木費	2,926	2,285	3,309	3,886	2,542	2,099	1,861	1,667	1,830	3,353
教育費	603	369	359	1,129	1,154	965	1,195	1,362	1,894	1,486
その他	147	250	100	116	443	1,249	1,467	1,153	461	1,544
計	5,130	5,222	4,016	5,716	4,437	5,233	5,153	7,098	5,285	7,459

(H26年度は見込数値)

表一 〇 グラフ



(H26年度は見込数値)

(4) 主な財政指標の推移

財政の弾力性を示す経常収支比率については、行財政改革プランの取り組み等により、経常経費の削減に努めているところですが、社会保障費をはじめとする扶助費や特別会計・企業会計への繰出金の増加等により依然として高い水準にあり、今後も引き続き取り組みを推進しなければならないところです。

次に、「^(注1)地方財政健全化法」における健全化判断比率である4指標については、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、各会計に実質赤字額がないために算定されません。実質公債費比率（平成17年度分から算定）では、平成18年度は17.9%まで上昇しましたが、財政健全化の取り組みを進める中で新規の市債発行を抑制管理してきたことなどにより、平成25年度は、12.0%まで下げることができたところです。

最後に、一般会計等が将来負担すべき債務の度合いを示した将来負担比率（平成19年度分から算定）は、平成20年度170.9%でしたが、平成25年度では146.5%まで低下させることができ、いずれの4指標も国の定める早期健全化基準を大きく下回っていますが、今後も健全財政を維持するため、財政指標を注視し財政運営を行う必要があります。（表－11参照）

表－11 主な財政指標

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	早期健全化基準	財政再生基準
経常収支比率	91.4%	91.2%	91.8%	94.7%	94.6%	96.5%		
財政力指数	0.609	0.617	0.605	0.593	0.580	0.581		
起債制限比率	12.1%	12.0%	12.5%	11.6%	10.5%	9.4%		
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	12.57%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	17.57%	30.00%
実質公債費比率	16.5%	15.6%	15.5%	14.1%	13.3%	12.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	170.9%	159.8%	150.6%	151.4%	146.8%	146.5%	350.0%	—

※財政力指数、起債制限比率、実質公債費比率は3ヵ年平均数値

(注1)・地方公共団体の財政の健全化に関する法律<H19.6.22公布>(地方財政健全化法)は、健全化判断比率の公表を平成19年度から、財政健全化計画の策定の義務付け等は、平成20年度決算から適用。

(5) 類似団体平均との比較による歳入・歳出の特徴

※ 類似団体とは、人口及び産業構造の組み合わせによって、全国の市町村を35のグループに分類した結果、本市と同じグループに属する団体をいう。

※ 亀岡市の区分 ⇒ II-1

京都府下のII-1の団体 ⇒ 福知山市、舞鶴市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、及び本市の7団体

※ 区分 都市II-1の定義 ⇒ 人口5万人～10万人、2次+3次産業就業人口が就業人口総数の95%未満で、3次産業就業人口が就業人口総数の55%以上

本市と類似団体平均を、平成24年度決算額における「人口一人当たりの決算額」と「構成比」で比較することによって財政構造の特徴を見ると、次のようになっています。

歳入総額では、約5万4千円少なく、その内訳では、地方交付税が約2万3千円、市税が約1万7千円低いのに対して、市債が約2万円高く、普通建設事業費等に充当する市債発行額が多いことを示しています。

歳出総額では、約4万4千円少なく、その内訳では、本市は類似団体平均より物件費が約1万9千円、積立金が約2万6千円少ないのをはじめ、人件費等が少なくなっていますが、投資的経費は約2万2千円高くなっています。これは積極的に建設事業を推進していることを示しています。

また、繰出金が少なく補助費等が多くなっていますが、これは、地方公営企業法を適用している企業会計（上水道事業、^(注1)下水道事業、病院事業）繰出金が補助費等に分析されることによるものと見込まれます。

次に、その構成比においても、物件費、積立金、繰出金の比率が低くなっています。

構成比率が高いものは、投資的経費、補助費等、扶助費の順となり、特に投資的経費の構成比が7.6ポイントも高くなっていますが、これは前述のとおり、義務教育施設の耐震化など積極的に建設事業を推進していることと、平成24年度は国営亀岡農地再編整備事業負担金償還によるものです。（表-12参照）

(注1)・下水道事業については、多くの団体が企業会計を適用せず特別会計としている(京都府内で企業会計としているのは、亀岡市、福知山市、城陽市、八幡市の4市のみ)が、分析は、企業会計への繰出金は「補助費等」となり、特別会計への繰出金は「繰出金」に集計される。

表－12 類似団体と比較した歳入・歳出の状況(平成24年度決算)

(単位:円、%)

		人口一人当たり決算額			構成比		
		亀岡市	類似団体平均	増減	亀岡市	類似団体平均	増減
歳 入	市 税	108,599	125,458	△ 16,859	28.7	29.0	△ 0.3
	譲与税、交付金等	14,828	15,860	△ 1,032	3.9	3.7	0.3
	地方交付税	76,496	99,459	△ 22,963	20.2	23.0	△ 2.8
	分担金、負担金	17,151	3,887	13,264	4.5	0.9	3.6
	使用料、手数料	9,627	7,865	1,762	2.5	1.8	0.7
	国庫支出金	45,698	66,092	△ 20,394	12.1	15.3	△ 3.2
	府支出金	26,756	30,818	△ 4,062	7.1	7.1	△ 0.1
	繰入金	5,681	9,113	△ 3,432	1.5	2.1	△ 0.6
	諸収入	2,926	13,640	△ 10,714	0.8	3.2	△ 2.5
	市 債	61,908	42,257	19,651	16.3	9.8	6.6
	そ の 他	9,139	18,121	△ 8,982	2.4	4.2	△ 1.7
	歳入計	378,809	432,570	△ 53,761	100.0	100.0	0.0
歳 出	人件費	56,912	66,779	△ 9,867	15.3	16.1	△ 0.8
	扶助費	73,364	74,000	△ 636	19.8	17.8	2.0
	公債費	40,074	44,969	△ 4,895	10.8	10.8	0.0
	物件費	34,939	54,041	△ 19,102	9.4	13.0	△ 3.6
	維持補修費	3,035	4,457	△ 1,422	0.8	1.1	△ 0.3
	補助費等	46,716	39,697	7,019	12.6	9.6	3.0
	積立金	295	26,773	△ 26,478	0.1	6.4	△ 6.3
	繰出金	29,827	40,928	△ 11,101	8.0	9.9	△ 1.9
	投資的経費	78,040	55,694	22,346	21.0	13.4	7.6
	そ の 他	8,285	7,783	502	2.2	1.9	0.3
	歳出計	371,487	415,121	△ 43,634	100.0	100.0	0.0

今後の財政収支見通し（中期財政見通し）

1 期間

平成27年度から31年度（5年間）

※毎年度見直します。

2 対象会計

普通会計（一般会計及び特別会計の休日診療事業・土地取得事業・曾我部山林事業の全部、並びに簡易水道事業・介護保険事業の一部）

【普通会計】

各地方自治体の財政状況の把握，地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上の会計をいう。具体的には，一般会計と特別会計（公営企業会計など特定の特別会計を除く。）を合算し，会計間の重複等を控除したものを使用している。

3 推計方法

平成26年10月時点の地方財政制度、経済情勢、金融情勢等が継続するものと仮定し、過去の決算数値を統計的に分析することを基本としながら、主管部局が見込んだ事業費を参考に推計しています。

（1）歳入

○市税

- ・市民税については、現行の税制により見込む。
- ・固定資産税については、評価替による減額を見込む。（H26. 10月現在）

○譲与税・交付金等、地方交付税

- ・譲与税・交付金等は、平成25年度決算見込みを基に、26年度以降は同額を見込む。
- ・地方交付税は、現行制度が継続されることを基本として、公債費算入分の積算から推計し、包括算定経費、臨時財政対策債は過去の算定状況を勘案して見込む。

○国庫支出金、府支出金

- ・普通建設事業費及び扶助費の事業量に連動して見込むとともに、その他については、過去の決算状況を勘案して算定した。

○繰入金

- ・基金に依存しない財政運営として、主要3基金からの繰入金は見込まず。

○市債

- ・普通建設事業費の事業量に連動して見込むとともに、臨時財政対策債等は別途見込む。

(2) 歳出

○人件費

- ・現行の職員数を基に、今後の退職予定者数を踏まえて推計した。

○扶助費

- ・項目ごとに決算状況の推移を分析し、推計した。

○公債費

- ・既発行分の市債は償還計画に基づき算出し、今後発行予定分の市債は、償還額を別に算出した。

○物件費

- ・項目ごとに決算状況の推移を分析し、推計した。

○補助費等、繰出金

- ・中期財政見通し調書を基に見込む。

○普通建設事業費

- ・中期財政見通し調書を基に、計画事業を調整した額で見込む。

○その他歳出

- ・その他は、これまでの決算状況を分析し、算出した。

4 その他

今後5年間の歳入・歳出の推計方法については上記(3)のとおりですが、各年度の予算については、各年度毎に予算編成方針が市長から示され、それに基づき行うものであること、また、予算編成過程において、「取捨選択による集中」や「行財政改革の取組み」も反映させながら精査することとしておりますので、ここに見込んだ事業等をすべて確定させたものではありません。

※今後予定されている消費税率の引き上げについては、法律により定められておりますので、引き上げられるものとして見込んでおります。

5 収支の見通し

今後の収支見通しについて、歳入は、現行の地方財政制度が継続していくと仮定した場合でも、平成26年度以降の市税の落ち込みを、かろうじて地方交付税及び譲与税・交付金でカバーしていますが、国の施策の状況によって地方交付税の総額抑制や国庫支出金の削減等が進められた場合は、更なる減収が危惧されるどころです。（表－13参照）

この様な状況の中で、市債については、地方財政健全化法による財政指標も注視しながら、普通建設事業に係る市債の充当について十分検討のうえ、事業の優先度も勘案し発行することで、将来負担比率の抑制を図ることが肝要です。

さらに、近年の財政運営を支えてきた基金からの繰入金も、将来の緊急的な財政需要に耐え得るだけの基金残高を確保しておくため、可能な限り控える必要があります。

以上のことを踏まえると、普通建設事業費、扶助費などの事業量に連動した国庫支出金、府支出金等の一時的な増減はあるにしても、基本的に本市における歳入規模を300億円程度とした場合、一般財源となる市税、地方交付税及び譲与税・交付金等は180億円程度と見込まれます。

一方、歳出については、公債費が平成25年度まで減少するものの、以降は増加に転じ、扶助費においては社会保障費が増加を続け、人件費においても退職者が増加する予定であることから、義務的経費計全体では5年後の平成31年度で、平成26年度に比して約6億円程度増加すると見込んでいます。

また、物件費は、今日まで抑制・削減に努めてきましたが、今後も経常的経費の削減を継続し、補助費等、繰出金についても見直しを検討せざるを得ない状況です。

さらに、投資的経費について、表－12における類似団体平均の構成比を見ると、投資的経費が歳出全体の13.4%を占めています。本市の財政規模を300億円として、類似団体平均の比率を用いて投資的経費を試算すると約40億円（300億円×13.4%）と見込まれますが、年度により止むを得ず事業量が増大することも想定しているところ です。

以上のような歳入、歳出の状況の中で、主要3基金からの取り崩しを行わないとした場合、5年間で約35億円の財源不足が生じる見込みです。

平成25年度末における主要3基金の残高は約35億円で、平成26年度当初予算では多額（主要3基金で13億7千万円）の基金の取崩しを予定していることから、今後の収支不足額を基金から賄うとしても期間中に基金は枯渇することになり、その後は赤字決算になることも想定されます。

<参考>

平成25年度末基金残高(主要3基金)

財政調整基金	3,088,146,045 円
減債基金	258,777,415 円
公益施設整備基金	166,091,861 円
合 計	3,513,015,321 円

※次頁の「中期財政見通し(平成27～31年度)」に主要3基金からの繰入金は見込んでいません。

この状況が続けば、地方財政健全化法で定める早期健全化団体へと転落し、財政健全化計画の策定が義務付けられ、さらなる職員数の削減や人件費のカット等により内部的経費を大幅に削減せざるを得ないとともに、市単独での施策を実施することが難しくなり、市民サービスは著しく低下することとなります。

今国では、地方創生のため「まち・ひと・しごと創生法案」などが審議され、新しい交付金の創設も表明されており、注視していかなければなりません。前述のように、本市を取り巻く環境は、厳しい状況が続くと予測されることから、さらなる行財政改革を推進し、「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～」の実現に向け取り組みを進めていきます。

表-13

中期財政見通し(平成27~31年度)

(単位:百万円)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
歳入	市税	10,000	9,717	9,508	9,511	9,516	9,305	9,310
	譲与税、交付金等	1,457	1,755	1,750	1,895	1,895	1,895	1,895
	地方交付税	6,967	6,909	7,132	7,201	7,068	7,304	7,388
	小計	18,424	18,381	18,390	18,607	18,479	18,504	18,593
	分担金、負担金	574	625	538	537	543	551	557
	使用料、手数料	884	865	862	856	851	846	842
	国庫支出金	5,948	4,837	5,541	5,417	5,502	5,331	5,097
	府支出金	2,486	3,029	2,315	2,374	2,428	2,493	2,447
	繰入金	383	570	108	102	102	103	103
	諸収入	274	1,501	211	208	209	212	640
	市債	3,673	6,242	4,844	4,629	4,454	4,995	5,228
	その他(財産収入、寄附金、繰越金)	571	1,107	736	74	74	74	74
	小計	14,793	18,776	15,155	14,197	14,163	14,605	14,988
	計(A)	33,217	37,157	33,545	32,804	32,642	33,109	33,581
	歳出	人件費	5,414	5,281	5,507	5,240	5,337	5,226
扶助費		6,956	7,325	7,337	7,411	7,491	7,579	7,671
公債費		3,605	3,793	3,963	4,100	3,852	4,106	4,241
義務的経費計		15,975	16,399	16,807	16,751	16,680	16,911	17,013
物件費		3,194	3,414	3,124	3,166	3,206	3,230	3,233
維持補修費		326	334	299	311	310	316	314
補助費等		4,565	4,506	4,312	4,299	4,250	4,285	4,189
繰出金		2,793	2,972	2,930	2,964	2,994	3,013	3,028
その他(投資出資、積立、貸付)		250	780	255	316	210	120	102
消費的経費他計		11,128	12,006	10,920	11,056	10,970	10,964	10,866
普通建設事業費		5,286	7,459	6,795	5,805	5,776	5,655	6,245
補助		3,210	3,536	5,049	4,076	4,246	3,431	2,977
単独		2,076	3,923	1,746	1,729	1,530	2,224	3,268
災害復旧事業費		185	633	0	0	0	0	0
投資的経費計		5,471	8,092	6,795	5,805	5,776	5,655	6,245
計(B)	32,574	36,497	34,522	33,612	33,426	33,530	34,124	
歳入歳出差引(A-B)	643	660	△ 977	△ 808	△ 784	△ 421	△ 543	
							H27~H31年度までの収支不足額	35億円

亀岡市行財政改革大綱 2015-2019

亀岡市企画管理部夢ビジョン推進課

〒621-8501 亀岡市安町野々神 8 番地

TEL(0771)25-5006/FAX(0771)24-5501

E-Mail yume-vision@city.kameoka.kyoto.jp